

世田谷区公衆浴場法施行条例（改正案）

第1条～3条（略）

第4条 法第3条第2項の規定により条例で定める措置の基準のうち普通公衆浴場の営業者が講じなければならないものは、次のとおりとする。

(1)～(9)（略）

(10) 浴槽水を循環利用する設備を使用する場合は、次に掲げる措置を講じること。

ア～ウ（略）

エ 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合は、規則で定めるところにより消毒を行うこと。

オ（略）

(10)の2 調節槽を使用するときは、調節槽内部の状況について随時点検すること。また、1週間に1回以上の消毒及び1年に1回以上の清掃を行うこと。

(11)～(12)（略）

(13) タオル、くし、かみそりその他の用品を入浴者に貸与しないこと。ただし、入浴者1人ごとに消毒した清潔なもの（かみそりを除く。）を貸与するときは、この限りでない。

(14) 満7歳以上の男女を混浴させないこと。

(15)～(28)（略）

(29) 洗い場は、適当な勾配を付し、浴室内の使用後の湯水を屋外の下水溝その他の排水設備に、完全に排出させる構造とすること。

(30)～(33)（略）

(34) 浴槽水を循環利用する設備を使用する場合は、次に掲げる構造設備の基準によること。

ア ろ過器を使用する場合は、十分なる過能力を有するものとし、ろ過器の上流に集毛器を設置すること。

イ～カ（略）

(34)の2 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水が行える構造であること。

(35)～(36)（略）

(37) 排水溝、排水ますその他の排水設備は、耐水材料を用い、臭気の発散及び汚水の漏出を防ぐために必要な設備を設けること。

(38)（略）

(39) 灰、燃え殻その他の焼却残さが発生し、又は置かれる場所には、それらの

飛散を防ぐために必要な設備を設けること。

(40)～(43) (略)

2 法第3条第2項の規定により条例で定める措置の基準のうちその他の公衆浴場の営業者が講じなければならないものは、第1号に規定する公衆浴場にあつては前項第1号から第15号まで及び第43号、第2号に規定する公衆浴場にあつては前項第1号から第16号まで、第18号、第20号、第21号、第24号、第25号、第27号、第29号及び第31号から第43号までに定めるもののほか、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第1号に規定する営業の用に供する公衆浴場

ア～ソ (略)

タ 午前零時から午前6時までの時間において営業を行わないこと。

(2) (略)

第5条～第6条 (略)

附 則(令和3年 月 日条例第 号)

1 この条例は、令和4年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第4条第1項第13号、第29号、第34号ア、第37号及び第39号の改正規定並びに同条第2項第1号タの改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の規定により公衆浴場の経営の許可を受けている営業施設及び現に当該許可の申請がされている施設については、この条例による改正後の第4条第1項第34号の2の規定は、適用しない。ただし、施行日以後に営業施設を増築し、若しくは改築し、又はその大規模な修繕若しくは模様替えをする場合は、この限りでない。